

平成30年6月6日開催

箕輪町農業委員会第4回総会

# 会 議 録

1. 開催日時 平成30年6月6日(水) 午後3時00分から午後4時00分

2. 開催場所 箕輪町役場 大会議室

3. 出席委員(22人)

会長		柴	恒年
会長代理	議席1番	向山	勝一
委員	2番	向山	壽美治
	3番	北條	眞一
	4番	代田	三男
	5番	井口	雅文
	6番	日野	正章
	7番	大槻	博文
	8番	藤田	久一
	9番	根橋	英夫
	10番	原	美鈴
	11番	関	幹子
	12番	鈴木	健二
	13番	原	義久
	15番	小林	正俊
	16番	唐澤	太美男
	17番	春日	初
	18番	藤森	英雄
	19番	櫻井	克成
	20番	白鳥	善文
	21番	藤澤	昭二
	22番	金澤	博

4 農業委員会事務局職員

事務局長	三井	清一
事務局次長	丸山	敦
事務局書記	山崎	万里子

## 5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
- 日程第5 報告第1号 農地利用集積計画（農地売買支援事業分）について
- 日程第6 報告第2号 農地法第18条6項の規定による届出について
- 日程第7 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

事務局長

開会前の挨拶を交わしたいと思います。

ご起立をお願いします。ご苦労さまです。

農業委員会憲章のご唱和をお願いします。

（農業委員会憲章の唱和）

ご着席ください。携帯電話につきましては、マナーモード等にさせていただきようお願い申し上げます。冒頭、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

改めまして皆さんこんにちは。先程局長のあいさつの中で梅雨の話もありましたが、いよいよその時季に入ってまいりまして、一部の方を除いては田植えも終わったことと思います。農作業のひと段落が付いたかなと思います。そういった中で、いよいよ農業委員会もいろんな会議等も出て参りますし、活動も行なっていかねければなりません。それぞれ農業の形態は違いますが、それぞれ農業委員会の活動にご協力を願いたいと思います。この1年間本当に新しい農地法に基づく農業委員会の発足ということでありまして。9月に中川村で改正があるわけですが、それで、県内全ての農業委員会が新しい農業委員会法に基づく体制となります。新しい農業委員会では、農地の集積化、農地利用の適正運用などそういったことが重要となってくる。是非皆さんのご協力をお願いし簡単ですが、あいさつに代えさせていただきます。

事務局長

それでは、これ以降につきましては、会長が議長となり進行をいたします。それでは、お願いいたします。

議 長

ただいまから第4回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は22人でありまして。箕輪町農業委員会会議規則第6条による定数に達していますので、本日の総会は成立いたします。

5月の経過報告について申し上げます。

第3回総会が5月7日に開催され農地法第3条3件の転用審議案件につきましては、総会后8日付けで許可書を交付いたしました。第5条7件の審議案件については、総会后8日付けで許可書を交付しました。第5条の審議案件9件の転用審議案件については、7件について総会后6日付けで許可書を交付しました。また、農業委員会「農

地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、承認されました。5月15日には、農地相談を実施しております。また、5月21日には農地あっせん会議が行われました。5月30日(水)には、箕輪町営農支援センター運営委員会・箕輪町農業再生協議会総会が行われました。同日、平成30年度全国農業委員会会長大会並びに長野県選出国會議員への要請懇談会に参加しております。また、6月1日(金)には、市町村農業委員会会長及び事務局長合同会議に参加しております。6月4日(月)上伊那農業委員会協議会市町村会長会に参加しております。本日午前中に6月転用案件現地確認を実施しました。また、本総会前の午後1時30分より役員会を行っております。以上で5月の報告を終わります。

それでは、これより審議に入ります。

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

7番大槻博文委員・8番藤田久一委員の両委員を指名いたします。日程第2 農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題とします。

事務局より説明を求めます。

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明をいたします。

住宅新築に伴う申請です。

土地の所在は、中箕輪 字 [ ] 「畑」 [ ] m<sup>2</sup>

申請者は、[ ]組の[ ]さん。現在住んでいる住宅が手狭となったことに伴い住宅を新築するものです。

農地区分は[ ] 第 [ ] 種農地、[ ]にあたりますが、[ ]として、[ ]であり、周辺農地への影響もありません。

位置図は、1ページになります。[ ]の[ ]に位置する農地になります。

説明は以上であります。ご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありました。地区の農業委員から報告をお願いします。  
16番唐澤太美男委員。

唐澤委員

事務局の説明のとおりであります。皆さまのご審議をお願いします。

議 長

ただいま事務局並びに地区の委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認めます。採決をいたします。

原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」)

議 長

異議なしと認めます。よって第1号議案2番案件については原案のとおり認めることに決定しました。

日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

農地法第5条の許可申請について1件目よりご説明いたします。

計画変更を含めた売買による所有権の移転申請です。

土地の所在は、中箕輪 [ ] 「田」 [ ] m<sup>2</sup> 住宅の新築に伴う申請です。

譲受人の [ ] さんは、現在 [ ] の [ ] に居住しているが、手狭となっていたこともあり、申請地に住宅を建て、妻、子どもと共に生活を計画するものです。また、今回の土地は、譲渡人である、 [ ] が [ ] に建売住宅にて申請をしていたが、 [ ] さんは、別の [ ] にて住宅建設を希望していたこともあり、計画変更による申請となっております。

農地区分は、 [ ] [ ] にあたりますが、近年宅地化が進んでいる地域であり、 [ ] から概ね [ ] であり、 [ ] 農地となります。位置図は、転用の4ページになります。

[ ] を [ ] より [ ] に行った東側の宅地分譲が進んでいる農地になります。

2番目の案件になります。

売買による所有権の移転申請です。

土地の所在は、中箕輪字 [ ] 「田」 [ ] m<sup>2</sup> 駐車場による申請です。

譲受人の [ ] さんは、 [ ] しており、 [ ] している為、隣接する申請地に [ ] を計画するものです。譲渡人は、高齢であり、農地経営縮小を望んでおり、譲受人の [ ] さんから話があり、売買を計画するものです。

農地区分は、 [ ] し、申請地は、宅地化が進んであり、かつ、四方向道路に挟まれた生産性の低い農地で、位置的代替性がないと判断します。

位置図は、8ページです。

[ ] より [ ] に [ ] mほど進んだ東側に接した農地であります。

3番目の案件になります。

売買による所有権の移転申請です。

土地の所在は、中箕輪 [redacted] 「田」 [redacted] m<sup>2</sup>

中箕輪 [redacted] 「田」 [redacted] m<sup>2</sup>

中箕輪 [redacted] 「田」 [redacted] m<sup>2</sup> 筆合計 [redacted] m<sup>2</sup>

の建売住宅による申請です。

譲受人の [redacted] は、申請地南側 2 棟について以前建築をしており、問合せも多いことから発展性が期待できると判断し、譲渡人の [redacted] さんに話をしたところ、高齢のため、農地縮小を考えていたこともあり、売買の申請を計画しました。

今回は、[redacted] 申請となります。

農地区分は [redacted] 第 [redacted] 種農地に区分される農地であります。

位置図は、11 ページになります。

[redacted] と [redacted] 交差点を [redacted] m 行った先の [redacted] であります。

議案第 2 号についての説明は以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの事務局から説明がありました。それぞれの地区の農業委員から報告をお願いします。1 番、3 番の案件に関しまして大槻博文委員

大槻委員 事務局の説明のとおりであります。特に問題はありません。

議長 2 番の案件に関しまして原義久委員。

原委員 事務局の説明のとおりであり、問題はないと判断しております。ご審議をお願いします。

議長 ただいま事務局並びに地区委員から説明がございました。この件につきまして、質問等ございましたら、発言をお願いいたします。  
(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。採決をいたします。  
議案第 2 号につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
(全員「異議なし」)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は、原案のとおり認めることに決定いたしました。

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用  
利用集積計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

農地の貸し借りを、町に出して農業委員会が承認するというのが、農業経営基盤強化促進法第18条でございます。まず初めに、農地中間管理事業分についてです。2ページにつきましては、貸し手の情報となります。合計2筆、畑、3,445㎡になります。3ページは、借り手の情報となります。続きまして、この①は、年数を区切って、土地の所有者経営者と、借受人が、年数、権利【使用賃貸権、貸借権】を申請した物を審議するものであります。1ページは、総括表となっております。田19,649㎡、畑6,599㎡、合計26,248㎡となります。2ページは3年新規分についてですが、畑1筆1,923㎡になります。3ページは、5年新規で、田8筆、5,526㎡、畑3筆、2,135㎡となります。4ページは、5年継続分で、田8筆、7,463㎡となります。5ページは、6年新規分で、田3筆、3,129㎡となります。6ページは、9年継続分で、畑1筆、200㎡となります。7ページは10年新規分で、田1筆、1,005㎡、畑4筆、2,052㎡となります。続いて、8ページですが、10年継続分で、田2筆、2,526㎡、畑1筆、289㎡となります。

②についてですが、農用地利用集積円滑化事業分のもとなります。農地利用の円滑化団体ということで、長野県では、上伊那農業協同組合が、所有者と、借り手の間に入ってお金のやり取りを農協が行う。貸し手とすれば、まず農協が借りてくれる安心感がある。借りてが年数の中で、経営規模の見直しを行った場合でも、貸し手が次の借り手を探すのではなく、農協が捜してくれ、農協が次の借り手に繋いでくれる。

2ページは、10年の一覧であります。合計1筆、1,004㎡であります。

3ページは、農協から借り手へ貸し出した一覧となっております。それぞれ借り手毎の表にしてありますので確認いただければと思います。

この計画につきまして、御承認いただきますようお願いいたします。

議長

議案第4号につきまして、事務局から説明がありました。この件につきましては、名前が載っている方、若しくは法人の役員の方につきましては、発言はしないようにお願いします。

この件に関しまして意見等ありましたらお願いします。

採決に移ります。議案第4号につきましては、原案のとおり認めるということにご異議ありませんでしょうか。

一同 異議なし

議長

異議なしと認め、議案第4号は原案のとおりということで決定をしました。日程第5報告第1号についてを議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

報告第1号 農業経営基盤促進法(農地売買支援事業分)についてご説明いたします。5月21日にあっせん会議を開きまして農地(畑)2筆の売買を行いました。農地の所在は、(畑) m<sup>2</sup>、(畑) m<sup>2</sup>、合計 m<sup>2</sup>でございます。こちらは、名のの農地から公益財団法人長野県農業開発公社が買い受けて所有権が移ったものでございます。3ヶ月保有で、は、のさんへ、は、のさんが買い取る予定となっております。

続きまして、3ページについてですが、同じく5月21日にあっせん会議を開き、公益財団法人長野県農業開発公社から、のさんに売買を行いました。農地の所在は、記載のとおりであります、筆 m<sup>2</sup>であります。

こちらは、3ヶ月が経過したため、今回さんに売買により所有権が移るものです。さんは、を行っており、今回規模拡大による購入となっております。報告第1号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの報告第1号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願います。

発言が無いようですので、報告第1号は聞きとどめてまいります。

続きまして、日程第6、報告第2号を議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出についてご説明いたします。農地の貸借を双方の合意により解約をしたものでございます。

2月から5月分に届出のあったものが22件ございました。解約後の次期耕作者につきましては、売却予定が3件、次期耕作者が決まっている方が9件、自作が3件という内訳になっておりますので、よろしくお願いいたします。

報告第2号についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの報告第2号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願います。

発言が無いようですので、報告第2号は聞きとどめてまいります。

続きまして、日程第7、報告第3号を議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局

報告第3号につきまして、ご説明いたします。

本日お配りをいたしました農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご覧いただきます。

相続により農地を取得しました届出の3月から5月の受付分になります。全部で 17



件ございました。町内あるいは近隣にお住まいの方が主ですが、相続で取得した農地が複数筆ある方が多くなっております。地元の農業委員さんも注意して見ていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

報告第3号に付きましての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの報告第3号について、説明がありました。発言のある方は挙手を願います。

発言が無いようですので、報告第3号は聞きとどめてまいります。

以上で本日の審議はすべて終了いたしますが、皆さんから本会議にかけたい案件がございましたら、お出しいただきたいと思っております。

(「なし」の声あり)

特にないようですので、これで本日の会議を閉じます。

大変お疲れ様でした。

会長は本会議の正確を期するため会議録署名委員と共に署名する。

会 長

---

7 番

---

8 番

---